

函館市監査公表第9号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和5年8月17日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 浜野 幸 子

函館市監査委員 斉藤 佐知子

函 総 務

令和5年(2023年)7月26日

函館市監査委員 様

函館市長 大 泉 潤

令和4年度(2022年度)包括外部監査の結果に基づく措置の
通知について

令和5年(2023年)3月30日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

令和4年度（2022年度）包括外部監査の結果に基づく措置
 （特定の事件名 公有財産等に関する事務の執行および管理の状況について）

1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
総務部 文書法制 課 企画部 計画推進 室計画調 整課 教育委員 会生涯学 習部博物 館	<p>建物の有効活用について （書庫：旧市立函館病院診療棟別館） 当該建物については、市役所本庁舎 書庫の収蔵能力の限界から本庁舎外の 書庫として利用せざるを得ない状況で あり、また、市立函館博物館所有の貴 重な資料も保管している状況は理解で きるが、現在検討中の文書管理システ ムを早急に導入し、ペーパーレス化を 推進するとともに、書庫の廃止などの 方策により広大な敷地の有効活用を検 討すべきである。</p>	52	<p>当該建物については、当分の間、書庫およ び市立函館博物館の資料保管庫として利用す る必要があるが、書庫としては、現在検討中 の文書管理システムの導入により、文書量の 大幅な軽減が見込まれ、将来的に書庫の廃止 が可能となることから、当該システムの早期 の導入を目指し、引き続き検討を進めてまい ります。</p> <p>また、市立函館博物館の資料等については、 教育委員会で進めている（仮称）総合ミュー ジアムの完成後に移設予定となっていること から、今後の動向を見極めながら、当該建物 の廃止や敷地の有効活用について、関係部局 と協議してまいります。</p>